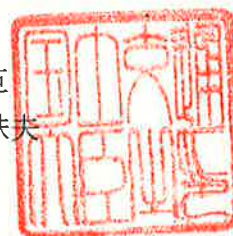


国海員第 28 号
令和 5 年 5 月 24 日

交通政策審議会
会長 金本 良嗣 殿

国土交通大臣
齊藤 鉄夫



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 110 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 432 号

船員法施行規則の一部を改正する省令案について

諮問理由

船員法施行規則を別紙のとおり改正することについて、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 117 条の 3 第 1 項に基づき、船舶所有者は、低引火点燃料船に国土交通大臣の認定を受けた危険物等取扱責任者（低引火点燃料）を乗り組ませなければならないとされている。

現在、各海運事業者においては、船舶からの CO2 排出削減を図るため、低引火点燃料船の新規就航や建造が順次進められているところ、これらの船舶に乗組みが必要な危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の確保が課題となっている。

こうした状況に鑑み、危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の資格更新の円滑化を図るため、乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の認定の有効期間の更新について、一定の作業経験を有する場合でも更新を受けることができるようにする等の措置を講ずることとする。

このため、船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号。以下「施行規則」という。）について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）資格の認定の有効期間の更新について

乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の認定の有効期間の更新を受けるには、施行規則第 77 条の 7 第 5 項第 2 号に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了しなければならないとされているところ、当該課程の修了のほか、低引火点燃料船における作業経験（作業全般に関し責任を有する機関部の部員としての職務に 1 月以上従事した経験等）を有する場合でも更新を受けることができることとする。

（2）その他

その他所要の改正を行うこととする。

危険物等取扱責任者(低引火点燃料)資格の取得の流れ【新規取得時】

申請の資格は？

甲種(船長、機関長及び機関士)

乙種
(甲種以外の責任者)

乙種危険物等取扱責任者(低引火点燃料)の受有

甲種危険物等取扱責任者(液化ガス)の受有

国際航海を行うか？

甲種・乙種危険物等取扱責任者
(液化ガス)の受有

学科・消防講習
(JMETSで実施)

国際航海する

内航船は、陸上訓練
で代替可能

国際航海しない

- 低引火点燃料船又は液化ガスタンカーでの3カ月の通常の乗船履歴
- 以下のうちいずれかの経験
 - ・低引火点燃料船の補給作業3回
 - ・低引火点燃料船の補給作業1回及び燃料補給相当講習(未実施)
 - ・液化ガスタンカーにおける積荷又は揚荷作業3回

- 学科講習(JMETSで実施)
- 低引火点燃料船の1カ月の一定職務※での乗船履歴
 - ※甲板部職員、機関部職員及び機関部員であって作業全般に関し責任を有する者
- 以下のうちいずれかの経験
 - ・低引火点燃料船の補給作業3回
 - ・低引火点燃料船の補給作業1回及び燃料補給相当講習(未実施)

- 学科講習(JMETSで実施)
- 陸上訓練(補給作業訓練)(JMETSで実施)

甲種危険物等取扱責任者
(低引火点燃料)(内航限定)の認定

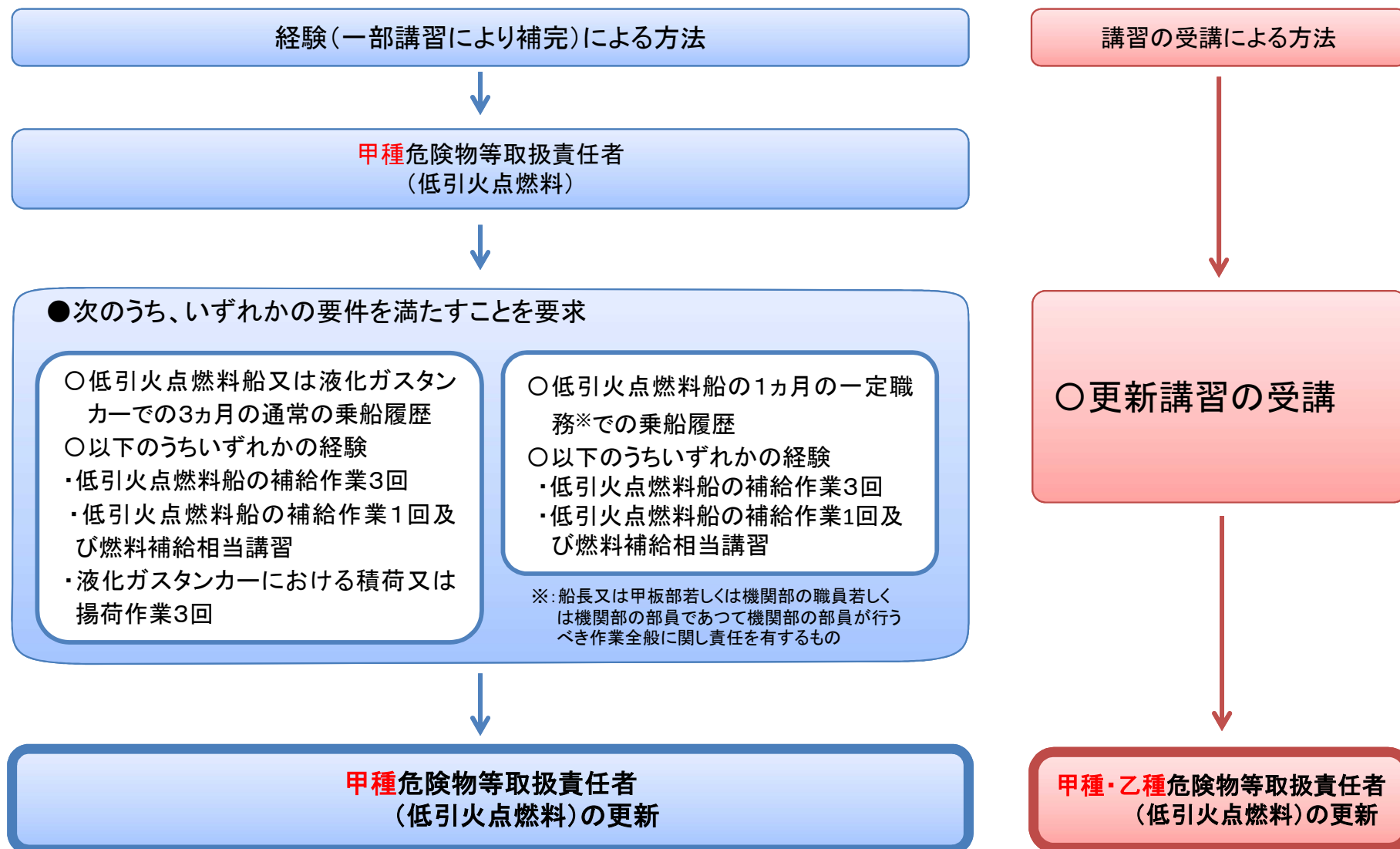
- 低引火点燃料船の1カ月の一定職務※乗船履歴
- 低引火点燃料船の補給作業3回

内航限定の解除

甲種危険物等取扱責任者(低引火点燃料)の認定

乙種危険物等取扱責任者(低引火点燃料)の認定

危険物等取扱責任者(低引火点燃料)資格の更新の流れ【現行制度イメージ】



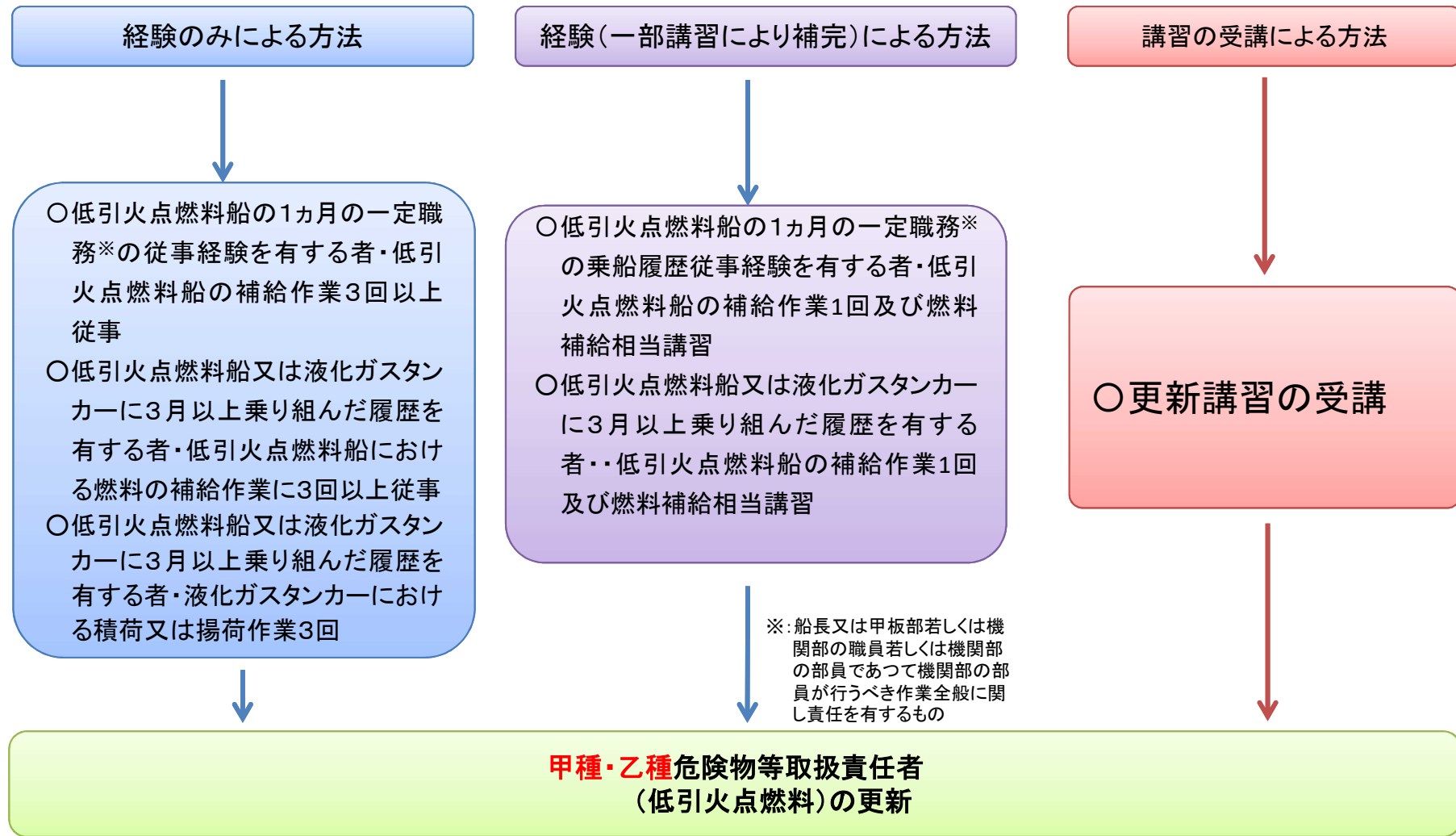
【課題】

甲種は履歴のみで更新できることとなっていることに対して、乙種は更新講習の受講しなければ、更新できない制度設計となっている。

【参考】

甲種(船長、機関長及び機関士)、乙種(甲種以外の責任者)に受有することを求めている。

危険物等取扱責任者(低引火点燃料)資格の更新の流れ【改正後制度イメージ】



【改善点】

- ・乙種についても履歴、経験のみで更新できる制度設計となる。
- ・更新要件を見直し、各パターンごとに明確化することができる。

【参考】

甲種(船長、機関長及び機関士)、乙種(甲種以外の責任者)に受有することを求めている。